議案第 4 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のと おり提出する。

令和4年2月10日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理由

民法(明治29年法律第89号)の一部を改正する法律の施行により、成年年齢が満18歳となること(令和4年4月1日)に伴い、入学・転学等の手続きにおける保護者及び保証人に関する規定を改める必要がある。

また、県立美咲特別支援学校の過密化に伴い、高等部分教室を設置する必要がある。 県立島尻特別支援学校真和志高等学校分教室の設置に伴い、特別支援学校においても 2学期制へ対応する必要があるため、校長が教育上必要があると認めたときは、教育委 員会に届け出て学年を2学期に分けることができるようにする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

民法 (明治29年法律第89号)

(成年)

第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

(親権者)

第八百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

- 二 子が養子であるときは、養親の親権に服する。
- 三 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行 うことができないときは、他の一方が行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第8条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 校長は、教育上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2 学期に分けることができる。

前期 4月1日から10月10日まで

後期 10月11日から翌年3月31日まで

- 第17条第1項中「保護者」の次に「(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)」を加え る。

第18条を次のように改める。

(入学の手続)

第18条 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、誓約書(第6号様式)、住民票の謄本その他 必要な書類を校長に提出しなければならない。

第21条の見出し中「保護者及び」を削り、同条第1項を次のように改める。

入学しようとする者は、保護者等(保護者その他の学校に対して幼児又は児童生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。)のもとから通学できない状況にある場合は、保証人を立てるものとする。

第21条第2項及び第3項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項並びに第29条第1項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第33条第2号中「修得」を「履修」に改める。

第34条第1項中「課程」を「教育課程」に改める。

第36条第1項、第37条第1項、第41条第1項及び第3項並びに第42条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第3章中第42条の次に次の1条を加える。

(成年者の特例)

- 第42条の2 成年者に係る第21条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第41条第1項及び第3項並びに第42条の規定の適用については、第21条第1項中「入学しようとする者は、保護者等(保護者その他の学校に対して幼児又は児童生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。)のもとから通学できない状況にある場合」とあるのは「入学しようとする者」と、同条第2項中「保護者等とともに幼児又は児童生徒」とあるのは「生徒」と、同条第3項中「保護者等若しくは保証人」とあるのは「保証人」と、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第36条第1項、第37条第1項及び第41条第1項中「保護者等」とあるのは「保証人」と、同条第3項中「保護者等」とあるのは「遺族」と、第42条中「保護者等及び保証人」とあるのは「保証人」とする。ただし、当該成年者が誓約書を提出した日において18歳未満である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合において、当該成年者の保護者等であった者は、なお保護者等であるものとみなす。

第59条第3項中「保護者」を「保護者等」に改める。

別表第1沖縄県立美咲特別支援学校の項を次のように改める。

沖縄県立美咲特別支援学校	沖縄市美里	知的障害	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	

			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
美里高等学校分教室	沖縄市松本	知的障害	高等部	3年	普通科
総合教育センター分教室	沖縄市与儀	知的障害	高等部	3年	普通科

第6号様式から第14号様式までを次のように改める。

第6号様式 (第18条関係)

誓約書			Æ	н	1
沖縄県立学校長 殿			年	月	日
		部	科 第	歳児 学年	
	幼児	・生徒名_			
上記の者の在学中は、教育方針に従い、諸規則を守らせ、います。	本人	に関する全	全ての責任	を負うこ	ことを誓
	獲者等	住 所_ 氏 名			
		_	生徒との	続柄)_	
保	証人	住 所_			
			生徒との		

(A4判)

- 注 1 幼稚部については、科を除く。
 - 2 保護者等又は保証人に係る記載が不要である場合には、適宜修正すること。

第7号様式(第22条関係)

転学願	
	年 月 日
沖縄県立学校長 殿	
	部 科 歳児
	幼児・児童・生徒氏名
	保護者等氏名
下記のとおり転学したいので、許可をお願いします。	
⇒ 7	
記	
転学先 学校	
100	
事由	

(A4判)

注 1 幼稚部・小学部・中学部については、科を除く。

2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。 第8号様式(第23条関係) 転科願 年 月 日 沖縄県立 学校長 殿 高等部 科第 学年 生徒氏名 保護者等氏名 下記のとおり転科したいので、許可をお願いします。 記 転科先 科第 学年 事由 (A4判) 注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。 第9号様式(第24条関係) 退学願 年 月 日 沖縄県立 学校長 殿 歳児 幼児·生徒氏名_____ 保護者等氏名 下記のとおり退学したいので、許可をお願いします。 記 期日 年 月 日 事由 (A4判) 注 1 幼稚部については、科を除く。 2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。 第10号様式(第25条関係) 留学願 年 月 日 沖縄県立 学校長 殿

> 生徒氏名_____ 保護者等氏名

	下記のとお	り留学	したいの	ので、許可を	をお願い	します。						
						記						
	期間	年	月	日から		年	月	日	まで			
	留学先 国名 学校											
	留学の目的											
	本人が成年者号様式(第26条		ときは	、「保護者	等」を	「保証人	.」とす?	3 .			((A4判)
					休	学願				左	п	П
	沖縄県立	学校長	殿							·	月	目
							生徒	氏名_		科第		
							保護	者等」	弋名			
	下記のとおり	休学し	たいの゛	で、許可をは	お願いし	ます。						
						記						
	期間	年	月	日 から		年	月	日	まで			
	事由											
<u></u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	エベキフ	しゃい	「归类之	<i>/////////////////////////////////////</i>	[/ □ ≅	· 1. +	7			((A4判)
	: 本人が成年者 ?号様式 (第27 <i>9</i>		ころい	、「休暖白	寺」で		.] < 9 /	o ₀				
					休学	取消願						
	沖縄県立	学校長	殿							·	月	日
							生徒	氏名_		科第		
							保護	者等」	氏名			
2	年 その事由が消滅	月 したの`						:学し`	ておりる	ましたが	、下記(のとおり
						記						
	期間	年	月	日								
	事由											

注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第13号様式(第28条関係)

	復学願
沖縄県立学校長 殿	年 月 日
	高等部
	保護者等氏名
年 月 日から したいので、許可をお願いします。	のため休学しておりましたが、下記のとおり復学
	記
期間 年 月 日	
事由	

(A4判)

注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第14号様式 (第29条関係)

			Ā	再入学願		年	П	
沖縄県立学	校長	殿				平	月	日
						科 第	歲児 学年	
					幼児・生徒氏名_ 保護者等氏名			
下記のとおり再	入学)	したいの	ので、許可をお願	がします 。				_
1 40 2 7 1	/ 1	072.	> (HI] E 40///	· ·				
				記				
期日	年	月	目					
事由								

(A4判)

- 注 1 幼稚部については、科を除く。
 - 2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。

第15号様式注を次のように改める。

注 小学部及び中学部については、科を除く。

第16号様式注2中「高等部」の次に「専攻科」を加える。

第17号様式から第20号様式を次のように改める。

第17号様式 (第35条関係)

| 割印 | 証 第 号 | 卒業証明書 | 氏 名 年 月 日本校 部 科を卒業したことを証明する。 | 年 月 日 | 中縄県立 学校長 氏 名 印

(A4判)

注 小学部及び中学部については、科を除く。

第18号様式 (第35条関係)

割印 証 第 号

修了証明書

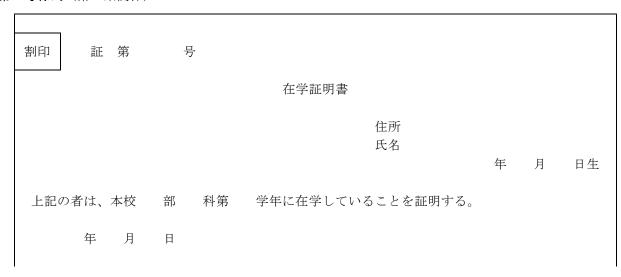
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日本校 部 科を修了したことを証明する。
年 月 日

沖縄県立__学校長 氏 名 印

(A4判)

- 注 1 幼稚部については、科を除く。
 - 2 高等部専攻科については、科の次に学科名を加える。

第19号様式 (第35条関係)



(A4判)

- 注 1 幼稚部については、「 科第 学年」を「第 歳児」とする。
 - 2 小学部及び中学部については、科を除く。
 - 3 高等部専攻科については、科の次に学科名を加える。

第20号様式 (第35条関係)

			4	学業成	え 績証	明書							
		高等	部	全日制	課程		氏名	科	:	年	月	卒業	修了
			第1	学年			第 2	学年			第3	学年	
教科	科目	評定	授業時数	出席時数	単位数	評定	授業時数	出席時数	単位数	評定	授業時数	出席時数	単位数
国語													
上記(レータ						「縄県 「載責		_	長 氏		 名 名	

(A4判)

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条第2号及び第34条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 令和4年4月1日

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 民法(明治29年法律第89号)の一部を改正する法律の施行により、成年年齢が満18歳となること(令和4年4月1日)に伴い、入学・転学等の手続きにおける保護者及び保証人に関する規定を改める。
- (2) 県立美咲特別支援学校の過密化に伴い、高等部分教室を設置する。
- (3) 島尻特別支援学校真和志高等学校分教室の設置に伴い、特別支援学校においても2学期制へ対応する必要があるため、校長が教育上必要があると認めたときは、教育委員会に届け出て学年を2学期に分けることができることとする。

3 改正案の概要

- (1) 2学期制へ対応できるよう前期、後期を加える。(第8条関係)
- (2) 保護者及び保護者等の定義を定める。(第17条、第18条、第21条から第29条まで、第36条、第37条、第41条、第42条及び第59条関係)
- (3) 入学・転学等の手続きにおける成年者の特例を定める。(第42条の2関係)
- (4) 沖縄県立美咲特別支援学校の項に美里高等学校分教室及び総合教育センター分 教室を加える。(別表第1)
- (5) 入学・転学等の手続きにおける届出等の様式を改める。 (第6号様式から第14号様式まで関係)
- (6) その他所要の改正を行う。(第33条及び第34条並びに第15号様式から第20号様式まで関係)
- (7) この規則は、令和4年3月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ定める日から施行する。(附則)
 - ア 第33条第2号及び第34条第1項の改正規定 公布の日
 - イ 別表第1の改正規定 令和4年4月1日

4 根拠法令

民法 (明治29年法律第89号) 第4条、第818条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

表
溫
衣
皿
兼

沖縄県立特別支援学校管理規則 (平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)	沖縄県教育委員会規則第8号) 新旧対照表
改 正 案	現
第1章 総則(第1条一第5条)	第1章 総則(第1条—第5条)
第2章 教育活動 (第6条—第13条)	第2章 教育活動 (第6条—第13条)
第3章 幼児及び児童生徒 (第14条— <u>第42条の2</u>)	第3章 幼児及び児童生徒(第14条—第42条)
第4章 教職員及び学校組織 (第43条—第71条)	第4章 教職員及び学校組織 (第43条―第71条)
第5章 施設・設備 (第72条―第83条)	第5章 施設・設備 (第72条―第83条)
第6章 補則 (第84条)	第6章 補則 (第84条)
附則	附則
	(趣旨)
第1条~第7条 (略)	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第16
	2号)第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校(以下「学校」という。)の
	管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
	第2条 (略)
	(名称、位置、修業年限等)
	第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表第1に
	定めるところによる。
	第4条~第7条 (略)
(学年及び学期)	(学年及び学期)
第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2 学年を分けて、次の3学期とする。	2 学年を分けて、次の3学期とする。

$\overline{}$
37
- 1
%
23
- 4
表
温
云
田
_
兼

	第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで	第3学期 1月1日から3月31日まで
3 校長は、教育上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2学期に分けることができる。	(新設)
日から10月10日まで	
後期 10月11日から翌年3月31日まで	
4 校長は、教育上必要があると認めたときは、前2項に規定する学期の期間を変更	3 校長は、教育上必要があると認めたときは、前項 に規定する学期の期間を変更
することができる。	することができる。
5 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、	4 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、
教育委員会と協議しなければならない。	教育委員会と協議しなければならない。
第9条~第16条 (略)	第9条~第16条 (略)
(就学義務の猶予又は免除)	(就学義務の猶予又は免除)
第17条 小学部又は中学部の児童生徒が病気その他やむを得ない事由のため就学困難	第17条 小学部又は中学部の児童生徒が病気その他やむを得ない事由のため就学困難
となったときは、その保護者 <u>(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同</u>	となったときは、その保護者
じ。) は、医師の証明書及び校長の意見書等その事由を証する書類を添えて、当該	は、医師の証明書及び校長の意見書等その事由を証する書類を添えて、当該
児童生徒の居住する市町村の教育委員会に就学義務の猶予又は免除を願い出なけれ	児童生徒の居住する市町村の教育委員会に就学義務の猶予又は免除を願い出なけれ
ばならない。	ばならない。
2 (略)	2 前項の規定による就学義務の猶予又は免除を受けたとき、保護者はその旨を校長
	に届け出るものとする。
(入学の手続)	(入学の手続)
第18条 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、誓約書(第6号様	第18条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者(成年者の場合
式)、住民票の謄本その他必要な書類を校長に提出しなければならない。	。) 若しくは保
	証人と連署した誓約書(第6号様式)及び戸籍抄本又は住民票の謄本を校長に提出
	しばければまならばい。
第19条・第20条 (略)	第19条・第20条 (略)
-	-

児又は児	<u>養者及び</u> 保証人) <u>保護者は、幼児又は児童生徒に対して親権を行う者(親権を行う者)</u> <u>※ローコは※ローの地がチャー・サン・ト</u> ・・ジューをからす。
単	HU ->
2 株証人は、字校所仕の中町付入は立隣の中町やに店仕し、独立の生計を宮む以平者で、学校に対して <u>保護者等</u> とともに幼児又は児童生徒に関する責任を負うことが	2 株訛人は、字校所仕の中町や文は近隣の中町村に店住し、独立の生計を宮改成中者で、学校に対して <u>保護者</u> とともに幼児又は児童生徒に関する責任を負うことが
K	できる者でなければならない。
3 保護者等者しくは保証人に変更があったとき、又は保護者等者しくは保証人の住所者しくは氏名に変更があったときは、凍やかに校長に届け出たければならない。	3 保護者 若しくは保証人に変更があったとき、又は保護者 若しくは保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、凍やかに校長に届け出なければならない。
4 (馬)	4 校長は、保証人を適当でないと認めたときは、これを変更させることができるも
	のとする。
(長海)	(転学)
第22条 他の学校へ転学しようとする幼児又は児童生徒の保護者等は、転学願(第7	第22条 他の学校へ転学しようとする幼児又は児童生徒の保護者 は、転学願(第7
号様式)を校長に提出しなければならない。	号様式)を校長に提出しなければならない。
2~5 (略)	2 校長は、前項の転学願を受けた場合において、転学の事由が適当であると認めた
	ときは、その事由を記載した書面、幼児又は児童生徒の在学証明書等必要な書類を
	転学先の校長に送付しなければならない。
	3 幼稚部又は高等部の場合、転学先の校長は教育上支障がなく、かつ、適当と認め
	たときは、相当学年に転入学を許可することができる。
	4 校長は、幼児又は児童生徒が転入学する場合には、当該幼児又は児童生徒が従前
	在学していた学校の校長にその旨を通知するとともに、当該校長から速やかにその
	幼児又は児童生徒の指導要録の写し(転学してきた幼児又は児童生徒については、
	転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。)、健康診断書その他必要な書類
	の送付を受けなければならない。
	5 転入学を許可された者については、第18条及び第19条の規定を準用する。
(転科)	(転科)

第23条 他の学科に転科をしようとする者は、保護者等と連署した転科願(第8号様	第23条 他の学科に転科をしようとする者は、保護者 と連署した転科願(第8号様
式)を校長に提出しなければならない。	式)を校長に提出しなければならない。
2 · 3 (略)	2 校長は、前項の転科願を受けた場合において、教育上支障がなく、かつ、適当と
	認めたときは、相当学年に転科を許可することができる。
	3 前項の規定による転科の許可は、学年始めに行うものとする。
((
第24条 病気その他の事由により退学しようとする幼児又は高等部の生徒は、保護者	第2
等と連署した退学願(第9号様式)を校長に提出しなければならない。	と連署した退学願(第9号様式)を校長に提出しなければならない。
2 · 3 (略)	2 校長は、前項の事由が適当であると認めたときは、退学を許可することができ
	ೲ
	3 校長は、前項の規定により退学を許可した場合は、速やかに教育委員会に報告し
	なければならない。
((
第25条 外国の高等学校等に留学しようとする者は、保護者等と連署した留学願(第	第25条 外国の高等学校等に留学しようとする者は、保護者 と連署した留学願(第
10号様式)を校長に提出しなければならない。	10号様式)を校長に提出しなければならない。
2~6 (略)	2 校長は、前項の留学願を受けた場合において、教育上有益と認めたときは、留学
	を許可することができる。
	3 校長は、前項の規定により留学を許可したときは、生徒の在学証明書、成績証明
	書その他必要な書類を留学先の高等学校等の校長に送付しなければならない。
	4 校長は、留学を許可するに当たっては、あらかじめ、留学先の外国の高等学校等
	との間で協議を行い、当該留学の概要を把握するものとする。ただし、やむを得な
	い事情により協議を行うことが困難な場合は、学校間の協議を行わないことができ
	Š,
	5 校長は、第2項の規定により留学を許可された生徒について、外国の高等学校等
	における履修を当該生徒の在学する学校における履修とみなし、30単位を超えない
	範囲で単位の修得を認定することができる。
	6 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第34条の規定
	に基づき、第8条第1項に規定する学年の中途においても、各学年の課程の修了又

	は卒業を認定することができる。
(休学)	(休学)
第26条 病気その他の事由により、休学をしようとする高等部の生徒は、保護者等と	第26条 病気その他の事由により、休学をしようとする高等部の生徒は、保護者 と
連署した休学願(第11号様式)に医師の診断書その他の事由を証する書類等を添え	連署した休学願(第11号様式)に医師の診断書その他の事由を証する書類等を添え
て、校長に提出しなければならない。	て、校長に提出しなければならない。
$2\sim5$ (略)	2 校長は、前項の事由が適当であると認めたときは、休学を許可することができ
	Š
	3 休学の期間は、3月以上1年以内とする。
	4 校長は、引き続き休学しようとする者が第1項に定める手続きを行ったときは、
	前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して3年以内の期間を限り延長すること
	かつゆる。
	5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない者については、こ
	れを退学させるものとする。
(休学の取消し)	(休学の取消し)
第27条 休学の許可を受けた者がその許可を受けた後、3月以内にその事由が消滅し	第27条 休学の許可を受けた者がその許可を受けた後、3月以内にその事由が消滅し
たときは、保護者等と連署した休学取消願(第12号様式)に医師の診断書等その事	たときは、保護者 と連署した休学取消願(第12号様式)に医師の診断書等その事
由を証する書類を添え、校長に休学の取消しを願い出ることができる。	由を証する書類を添え、校長に休学の取消しを願い出ることができる。
2 (略)	2 校長は、前項の事由が適当であると認めたときは、休学を取り消すことができる。
(復学)	(復学)
第28条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者等と連署した復学願(第13号)	第28条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者 と連署した復学願(第13号
様式)に、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に	様式)に、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に
提出しなければならない。	提出しなければならない。
	2 校長は、前項の事由が適当であると認めたときは、復学を許可することができる。
(再入学)	(再入学)

第29条 退学した者が同一の学校へ再入学しようとするときは、 <mark>保護者等</mark> と連署した 再入学願(第14号様式)を校長に提出しなければならない。 2・3 (略)	 第29条 退学した者が同一の学校へ再入学しようとするときは、保護者 と連署した再入学願(第14号様式)を校長に提出しなければならない。 2 校長は、前項の再入学願の事由が適当であると認めたときは、相当学年に再入学を許可することができる。 3 再入学を許可された者については、第18条及び第19条の規定を準用する。
第30条~第32条 (略)	第30条~第32条 (略)
(原級留置)	(原級留置)
第33条 校長は、次の各号に該当する児童生徒を原級に留め置くことができる。	第33条 校長は、次の各号に該当する児童生徒を原級に留め置くことができる。
(1) 次条による学年の課程の修了又は卒業を認定できない者	(1) 次条による学年の課程の修了又は卒業を認定できない者
(2) 高等部については、所定の単位を履修できない者	(2) 高等部については、所定の単位を <u>修得</u> できない者
(卒業又は修了の認定)	(卒業又は修了の認定)
第34条 校長は、幼児又は児童生徒が所定の <u>教育課程</u> を履修し、その成果が満足でき	第34条 校長は、幼児又は児童生徒が所定の <u>課程</u> を履修し、その成果が満足できるものと認められる場合は、当該幼児又は児童生徒の卒業又は修了を認定する。
るものと認められる場合は、当該幼児又は児童生徒の卒業又は修了を認定する。	2 卒業又は修了を認定する時期は、3月とする。
2・3 (略)	3 校長は、卒業又は修了を認定した幼児又は児童生徒に対して、卒業証書(第15号様式)又は修了証書(第16号様式)を授与する。
第35条 (略)	(証明書等の交付) 第35条 校長は、必要と認めた者に対して、次の証明書を交付するものとする。 (1) 卒業証明書(第17号様式) (2) 修了証明書(第18号様式) (3) 在学証明書(第19号様式) (4) 学業成績証明書(第20号様式)
(出席停止)	(出席停止)
第36条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該幼児又は児童生徒に対	第36条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該幼児又は児童生徒に対
して出席停止を命ずることができる。この場合において、幼稚部、小学部又は中学	して出席停止を命ずることができる。この場合において、幼稚部、小学部又は中学

部の幼児又は児童生徒にあってはその <u>保護者等</u> に、高等部の生徒にあっては当該生徒に出席停止を命ずるものとする。 (1) 伝染病にかかり、あるいはその疑いがあり、又はかかるおそれのある場合 (2) 非常変災等で幼児又は児童生徒に危難がおよぶおそれがある場合 2 (略)	部の幼児又は児童生徒にあってはその <u>保護者</u> に、高等部の生徒にあっては当該生徒に出席停止を命ずるものとする。 (1) 伝染病にかかり、あるいはその疑いがあり、又はかかるおそれのある場合 (2) 非常変災等で幼児又は児童生徒に危難がおよぶおそれがある場合 2 校長は、前項の規定により出席停止を指示した場合は、その旨を直ちに教育委員会に報告しなければならない。
(久席等の届出)	(久席等の届出)
第37条 幼児又は児童生徒が欠席するときは、その <u>保護者等</u> は、欠席届を校長に提出	第37条 幼児又は児童生徒が欠席するときは、その <u>保護者</u> は、欠席届を校長に提出
しなければならない。	しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
第38条~第40条 (略)	第38条~第40条 (略)
(幼児又は児童生徒の異動等の届出)	(幼児又は児童生徒の異動等の届出)
第41条 幼児又は児童生徒が住所又は氏名を変更したときは、その <u>保護者等</u> は、住所	第41条 幼児又は児童生徒が住所又は氏名を変更したときは、その <u>保護者</u> は、住所
又は氏名変更届を校長に提出しなければならない。	又は氏名変更届を校長に提出しなければならない。
2 前項の氏名の変更については、戸籍抄本を添付するものとする。	2 前項の氏名の変更については、戸籍抄本を添付するものとする。
3 幼児又は生徒が死亡したときは、その <u>保護者等</u> は死亡届を速やかに校長に提出し	3 幼児又は生徒が死亡したときは、その保護者」は死亡届を速やかに校長に提出し
なければならない。	なければならない。
(寄宿舎への入舎)	(寄宿舎への入舎)
第42条 寄宿舎に入舎しようとする者は、 <u>保護者等</u> 及び保証人と連署した入舎願を校 <u>(</u>	第42条 寄宿舎に入舎しようとする者は、 <u>保護者 </u> 及び保証人と連署した入舎願を校
長に提出しなければならない。	長に提出しなければならない。
(成年者の特例)第42条の2成年者に係る第21条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第41条第1項、第28条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第41条第1項、第41条第1項とび第3項並びに第42条の規定の適用については、第21条第1項中「入学しようとする者は、保護者等	(新設)

(保護者その他の学校に対して幼児又は児童生徒に関する責任を負う者として教育 当該成年者が誓約書を提出した日において18歳未 ともに幼児又は 同条第3項中「保護者等若しくは保証人」とあ 回条第3 第25条第1 のもとから通学できない状況にある場合」 第36条第1項、 「保護者等及び保証人」 第23条第1項、第24条第1項、 第37条第1項及び第41条第1項中「保護者等」とあるのは「保証人」 第29条第1項、 「保護者等 同条第2項中 第42条中 第28条第1項、 第22条第1項、 「遺族」 第27条第1項、 「入学しようとする者」 以下同 この限りでない ただし、 とあるのは「生徒」 とあるのは 委員会が定める者をいう とする。 るのは「保証人」と、 第26条第1項、 項中「保護者等」 満である場合は、 のは「保証人」 とあるのは 児童生徒」 河

2 前項ただし書の場合において、当該成年者の保護者等であった者は、なお保護者等であるものとみなす。

第43条~第58条 (略)

(学校評価)

第59条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 (略)
- 3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児又は児童生徒の保護者等その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 4 (略)

第60条~第84条 (略)

別表第1 (第3条関係)

第43条~第58条 (略)

(学校評価)

第29条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児又は児童生徒の保護者 その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するものとする。
 - 4 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合 はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

第60条~第84条 (點)

別表第1 (第3条関係)

名称 位置 障害の種類 部 科 修業年限 学科		S				-14—				-14			S	
名称 位置 障害の種類 部 修業年限 学科	修業年限	***************************************		6年	3年	3年		6年	3年	3年			***************************************	
名称 位置 障害の種類 部 体業年限 学科 原立名護特 名護市字 知的障害 幼稚節 1年、2年、	葆													
名称 位置 障害の種類 部 修業年限 学科 具立名護特 名護市字 知的障害 規管障害 排資 (架				中学部	自等部	幼稚部	小学部	中学部	高等部			******	
名称 位置 障害の種類 部 体業年限 学科 県立名護特 名護市字 知的障害 幼稚部 1年、2年、 別支援学校 県立名護特 名護市字 知的障害 小学部 6年 別支援学校 県立名護特 名護市字 知的障害 小学部 6年 別支援学校 県立美咲枠 沖縄市美 知的障害 高等部 3年 普通科 東空校 中 中学部 3年 普通科 小学部 6年 第年 財支援学校 東京校 中 中学部 3年 普通科 小学部 6年 第重科 中学部 大学教育之之、沖縄市公 知的障害 高等部 3年 普通科 小学部 高等部 3年 普通科 小学部 高等部 3年 普通科 小学部 高等部 3年 普通科 小学部 高等部 3年 普通科 小学部本 第一 第一 小学部 3年 普通科 小学部 第一 第一 小学部 第一 第一 小学部 第一 第一 小学部 第一 第一	障害の種類		知的障害 肢体不自由 ^知 一	饱見隔音 聴覚障害	7 전 33									(報)
名称 位置 障害の種類 部 体業年限 学科 県立名護特 保護市字 知的障害 力発部 1年、2年、 別支援学校 農学校 機道障害 小学部 6年 別支援学校 県立名護特 名籍市字 知的障害 小学部 6年 別支援学校 県立美咲特 中学部 3年 普通科 高等部 1年、2年、 計機県立美咲特 中学部 3年 普通科 小学部 6年 計機県立美咲特 中学部 3年 普通科 大学校 中学部 3年 普通科 大養育之之、沖縄市公 加的障害 高等部 3年 普通科 公安高 後 第通科 (新設)	位置	****	名護市字 宇茂佐) 2 関係)
名称 位置 障害の種類 部 称 修業年限 学科 県立名護特 名護市字 知的障害 切稚部 1年、2年、 現貨障害 保本不自由 現貨障害 小学部 高等部 3年 普通科 高等部 3年 普通科 日高等学校 沖縄市美 知的障害 高等部 3年 普通科 百多数育セン 沖縄市与 知的障害 高等部 3年 普通科 音等部 (6年 上分数室 後 本	名務	***************************************	沖縄県立名護特 別支援学校				沖縄県立美咲特 別支援学校				(新設)	(新設)	***************************************	- 別表第2 (第6条の2関係)
名称 位置 障害の種類 部 棒 条件限 県立名護特 名護市字 知的障害 幼稚部 1年、2年、3年 (現資庫書 内学部 3年 (財政) (報報) 3年 (財政) (報報) 3年 (財政) (日本学部 3年 (日本学科 3年 (日本	-	«	1	I	I	1 .		I	I	I .	Ι.,	Ι	. «	富
名称 位置 障害の種類 部 科 修業年限 県立名護特 名護市字 知的障害 規管障害	学科					普通科				普通科	普通科	普通科		
名称 位置 障害の種類 部 科 県立名護特 名護市字 知的障害 幼稚部 県立美藤特 名護市字 知的障害 小学部 東京 中学部 市場 高等部 市等 登校 中学部 中学部 登教育セン 沖縄市与 和的障害 高等部 一分教室 應 (株)	修業年限			9年	3年	3年		9年	3年	3年	3年	<u>3年</u>		
名称 位置 障害の種類 部 県立名護特 名護市字 知的障害 小学部 中学部 中学部 県立美咲特 沖縄市美 知的障害 小学部 市等部 自等部 全教育セン 沖縄市与 知的障害 高等部 自等部 一分教室 機 (株) (株) (株) (株) (株) (株)	献													
A教 位置 原立名 機 登 中 日 日 <t< td=""><th>岩</th><td></td><td>幼稚部</td><td>小学部</td><td>中学部</td><td>高等部</td><td>幼稚部</td><td>小学部</td><td>中学部</td><td>高等部</td><td>高等部</td><td>高等部</td><td></td><td></td></t<>	岩		幼稚部	小学部	中学部	高等部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	高等部	高等部		
A教 位置 県立名 議 特 全 登学校 沖縄市 当教育セン 本 大教章 本 (株)	障害の種類		知的障害 肢体不自由 ^{ね冷陸}	祝見福吉 聴覚障害	7M 33		知的障害				知的障害	知的障害		(略)
株	位置		名護市字 宇茂佐								沖縄市松	沖縄市与		2 関係)
L <u>l « l » = ` l « l » = ` l « l</u> # # # # # # # # # #	名称		沖縄県立名護特 別支援学校				沖縄県立美咲特 別支援学校				美里高等学校 分教室	総合教育センター分教室	***************************************	- 別表第2 (第6条の2関係)
	<u> </u>	1 8	·/- 15				77 15						ı <i>i</i>	影

普通科

李林

普通科

(留) 第1号様式~第5号様式

第6号様式 (第18条関係)

※全部改正

第6号様式 (第18条関係)

(器)

第1号様式~第5号様式

誓約書年,日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	香 約 書 年 約 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
千	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
上記の者の在学中は、教育方針に従い、諸規則を守らせ、本人に関する全ての責任を負うことを誓います。	上記の者の在学中は、教育方針に従い、諸規則をかたく守らせるとともに、本人に関する全ての責任を負うことを誓います。
保護者等 住 所 F タ	保護者 住 所
保証人 住 所 氏 名	保証人 住 所 氏 名
(幼児・生徒との続柄)	(生徒との続柄)
(A4判) 注 1 幼稚部については、科を除く。 2 保護者等又は保証人に係る記載が不要である場合には、適宜修正するこ	注幼稚部については、科を除く。 (A4判)
ů	
第7号様式(第22条関係) ※全部改正	第7号様式(第22条関係)
転学願 年 月 日 中央網票 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	転 学 順 年 月 日 沖縄県立 学校長 殿
	 部 科第 学年 幼児・児童・生徒氏名

保護者等氏名	保護者氏名	
下記のとおり転学したいので、許可をお願いします。	下記のとおり転学させたいので、許可くださるようお願いします。	
記 学先 学校	記 記 学校 学校	
甲重	甲重	
(A4判) 注 1 幼稚部・小学部・中学部については、科を除く。 2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。		(A4判)
第8号様式(第23条関係)※全部改正	第8号様式(第23条関係)	
転科願 年 月 日 中 中 田 本 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	転 科 願 年 月 沖縄県立 学校長 殿	ш
高等部 科第 学年 生徒氏名		
下記のとおり転科したいので、許可をお願いします。	下記のとおり転科したいので、許可くださるようお願いします。	
lline L-J	FILE.	
転科先 科第 学年	転科先 科第 学年	
甲垂	甲重	

(A4判)	(A4判)
注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。	
第9号様式(第24条関係)※全部改正	第9号様式(第24条関係)
退学願 年 月 日	退 学 願年 月 日
部 科第 学年 幼児・生徒氏名 (保護者等氏名	部 科第 学年 組 生徒氏名 (保護者氏名
下記のとおり退学したいので、許可をお願いします。	下記のとおり退学させたいので、許可くださるようお願いします。
교	11日
期日年月日	期日年月日
甲垂	田
(A4判) 注 1 幼稚部については、科を除く。 2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。	(A4判)
第10号様式(第25条関係)※全部改正	第10号様式(第25条関係)
留学願年月日日	留 学 願 年 月 日

高等部 科第 学年 生徒氏名	高等部 科第 学年 組 生徒氏名
下記のとおり留学したいので、許可をお願いします。	下記のとおり留学したいので、許可くださるようお願いします。
是	35.
期間 年月日から 年月日まで	期間 年月日から 年月日まで
留学先 国名 学校名	留学先 国 名 学校名
留学の目的	留学の目的
(A4判) 注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。	(A4判)
第11号様式(第26条関係)※全部改正	第11号様式(第26条関係)
休学順 沖縄県立 学校長 殿	休 学 願 年 月 日 沖縄県立 学校長 殿
高等部 科第 学年 生徒氏名	部 科第 学年 組 生徒氏名 保護者氏名

下記のとおり休学したいので、許可をお願いします。	下記のとおり休学させたいので、許可くださるようお願いします。
갩	逞
期間 年月日から 年月日まで	期間 年月日から 年月日まで
甲垂	日 垂
(A4判) 注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。	(A4判)
第12号様式 (第27条関係)※全部改正	第12号様式 (第27条関係)
体学取消順 年 月 日	休 学 取 消 順 沖縄県立 学校長 殿
高等部 科第 学年 生徒氏名 保護者等氏名	部 科第 学年 組 生徒氏名 保護者氏名
年 月 日から のため休学しておりましたが、下記のとおり その事由が消滅したので、休学の取消しをお願いします。	年 月 日から のため休学しておりましたが、下記のとおり その事由が消滅したので、休学の取消しをお願いします。
댸	먣
期間 年月日	期間年月日
甲垂	甲 車

(A4判) 注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。	(A4粁)
第13号様式(第28条関係)※全部改正	第13号様式 (第28条関係)
復学願 沖縄県立 学校長 殿	(4) 学 順 沖縄県立 学校長 殿
高等部 科第 学年 生徒氏名 保護者等氏名	部 科第 学年 組 生徒氏名 保護者氏名
年 月 日から のため休学しておりましたが、 下記のとおり復学したいので、許可をお願いします。	年 月 日から のため休学しておりましたが、 下記のとおり復学させたいので、許可下さるようお願いします。
댿	7H
期間年月日	期間年月日
甲垂	甲
(A4判) 注 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。	(A4料)
第14号様式 (第29条関係)※全部改正	第14号様式 (第29条関係)
再入学願 年 月 日	再 入 学 願 年 月 日

沖縄県立 学校長 殿	沖縄県立 学校長 殿
一部	部 科第 学年 生徒氏名 任徒氏名 保護者氏名 (
下記のとおり再入学したいので、許可をお願いします。	下記のとおり再入学したいので、許可下さるようお願いします。
댸	line []
期間年月日	期間 年月 日
甲垂	田
(A4判) 注 1 幼稚部については、科を除く。 2 本人が成年者であるときは、「保護者等」を「保証人」とする。	(A4判)
第15号様式 (第34条関係) 注 小学部及び中学部については、科を除く。	第15号様式 (第34条関係) <u>注 1 小学部及び中学部については、科を除く。</u> 2 高等部については、科の下に学科名を加える。
第16号様式 (第34条関係) 注 1 幼稚部については、科を除く。 2 高等部 <u>専攻科</u> については、科の下に学科名を加える。	第16号様式 (第34条関係) 注 1 幼稚部については、科を除く。 2 高等部 <u></u> については、科の下に学科名を加える。
第17号様式 (第35条関係)※全部改正 	第17号様式 (第35条関係)

割 印 証 第	氏 名 年 月 日生	ナー 上記の者は、 年 月 日本校の 部 科を卒業したことを証明します。	年 月 日		注 1 小学部及び中学部については、科を除く。 2 高等部については、科の次に学科名を加える。	第18号様式 (第35条関係)		修 了 証 明 書	氏 名 年月日生	ナー 上記の者は、 年 月 日本校の 部 科 (第 学年) を修了したことを証明します。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	氏 名 年 月 日生	年 月 日本校 部 科を卒業したことを証明す	\blacksquare	沖縄県立 学校長 氏 名 印	(A4判) 小学部及び中学部については、科を除く。	第18号様式 (第35条関係)※全部改正 	中	修了証明書	氏 名 年 月 日生	年 月 日本校 部 科を修了したことを証明す
制 印 罪 第		上記の者は、 る。	年月		注・小学部及び中	18号様式(第35条	割印証第			上記の者は、る。

年 月 日 A A A A A A A A A	注 1 幼稚部については、科 <u>、(第 学年)</u> を除く。 (A4判) 2 高等部 については、科の次に学科名を加える。	第19号様式 (第35条関係)		在学証明書	任 所 氏 名 年 月 日生	上記の者は、本校 部 科第 学年に在学していることを証明します。	年月日 沖縄県立 学校長 氏 名 印	注 1 幼稚部については、科、学年を除く。 2 小学部及び中学部については、科を除く。
年 月 日	注 1 幼稚部については、科を除く。2 高等部<u>専攻科</u>については、科の次に学科名を加える。	第19号様式(第35条関係)※全部改正	割 印 証 第 号	在学証明書	任 所 氏 名 年 月 B生	上記の者は、本校 部 科第 学年に在学していることを証明する。	年月日 沖縄県立 学校長 氏 名 印	(A4判) 注 1 幼稚部については、「 科第 学年」を「第 歳児」とする。 2 小学部及び中学部については、科を除く。 3 高等部専攻科については、科の次に学科名を加える。

效正
)※全部改
(第35条関係
第20号様式

第20号様式 (第35条関係)

				孙 ***	成績	学業成績証明書	#·1lm							揾		(盲) (聾) (特) 第	寺) 第	沙	中業	松	種配	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	##					
		自等部		全日制課程	班	17	本 名	サ		五	本	<i>>>></i>					I	岩		展		課程氏	—————————————————————————————————————	并	E M	本	参	
														<u> </u>	記の {	上記のとおり証明します。	正明し、	11K						併		Ħ	田	
			-	細	第 1 4 4		細い	2 译		細	第33年年	 		<u>L</u>		孙	学 年		-			8			е			
	巻 本	本	声 型		· 王 世 性 性 数	単位数	評 品 点業 型	1 田 田 田 世 生 本 本 本 も に も に に に に に に に に に に に に に	単位数	評 品	- 田底電数	単位数		数 科 	幸	単位評定目	ᄺ	卍		単位数	出		単位数	計	世	単位数	教	
1 _													, ,	H														
	坦					++						$\bot \bot$	1 ,	畑														
<u> </u>		LL		-			-				_	<u></u>		•	₩	年	H H	 Ш			十 旦 野 夫	1,		—————————————————————————————————————	-	- A		
	+		I		年 温	沖縄県立 記載責任者		学 足数	三天	.15	11 14	名 各 回 回									F.	7	,	X K	₹	₽.		
											(A	(A4判)														(A	(A4判)	1

参照条文

○民法 (明治二十九年法律第八十九号)

(松年)

第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

(整権を)

する。 第八百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服

- 二子が養子であるときは、養親の親権に服する。
- きは、他の一方が行う。 ただし、父母の一方が親権を行うことができないと三 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。

O地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭

相三十一年 法律第 百六十二号)

(学校等の管理)

- い。め当該地方公共団体の長に協議しなければならなめ当該地方公共団体の長に協議しなければならなけるようものうち、その実施のためには新たに予算を伴うこにおいて、当該教育委員会規則で定めようとする事取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必可機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材のい限りにおいて、その所管に属する学校その他の教第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しな
- 受けさせることとする定めを設けるものとする。教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認をる教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、2 前項の場合において、教育委員会は、学校におけ
- ばならない。 じめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなけれ 事項については、当該地方公共団体の長は、あらか る。この場合において、当該規則で定めようとする て、必要な地方公共団体の規則を定めるものとす 備、組織編制その他の管理運営の基本的事項につい しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設 とされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反 項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行すること の 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同